マンスリー農政

農林水産課☎82-5720

このたび国は、四年連続の全国的な豊作や、米の需要低迷による持ち越し在庫の積み上がりと、価格の低下が続く中、二年間の緊急対策として、生産者の主体的な取り組みを基本とした「新たな米政策大綱」を決定しました。

この考え方は、農業者の主体的な取り組みを促し、他作物への思い切った転換を進める中で、体質の改善を図り、役場、農協、出荷取扱業者一体となり、本対策を有効に活用し、生産調整の円滑な実施を図っていくというものです。

そこで、平成十年度の生産調整規模ですが、対策開始以来最大規模となる、新潟県で四四、三三三㌶、本村に対しての生産調整目標面積の配分も三七七・六八㌶と、かつてない大幅な強化がなされ、大変厳しいものです。

米価が大幅に下落している中、米価の適正水準の維持、需給安定、過剰在庫の適正化を図るために、生産調整は避けて通れない措置であることをご理解いただき、一〇〇%達成に向けてご協力をお願いします。

第一回『緊急生産調整推進対策』

新たな「米政策大綱」

（1）米需給安定対策（全国とも補償）

生産調整の円滑かつ着実な実施を図るため、農業者の公平な拠出と国の助成による資金を造成し、生産調整の態様に応じて補助金を受け取る仕組みで、稲作経営安定対策とセットで加入することが要件となっています。

ア・資金の造成

農業者は水田面積一〇a当たり三、〇〇〇円拠出。

イ・補償金の対象及び単価（生産調整の態様、実施面積に応じて交付）

①二五、〇〇〇円／一〇a
一般作物（大豆、麦など）
永年性作物（果樹など）
多面的機能水田

②一〇、〇〇〇円／一〇a
調整水田

③四、〇〇〇円／一〇a
特殊作物（野菜など）
自己保全管理

④五、〇〇〇／一〇a
地域集団加入促進（①～③に加算）

地域における集団的な加入促進を図ることを目的とし、集落内の全農業者の四分の三以上が一括して米需給安定対策に参画し、その集落として生産調整目標面積を完全達成している場合、農業者が実施する転作、調整水田、多目的機能水田に対し、一〇a当たり五、〇〇〇円が交付されます。

ウ・交付対象者

生産調整目標面積完全実施者（目標面積達成率一〇〇%以上の農業者）

（2）水田営農確立助成

水田営農確立助成については、従来の加算助成とほぼ同じ考え方ですが、内容等若干の変更がなされています。（表－一、二参照）

（3）稲作経営安定対策

自主流通米の価格変動が稲作経営に及ぼす影響を緩和するため、農業者の拠出と政府の助成により造成した資金を用い、自主流通米の価格下落時に資金を交付する制度で、米需給安定対策とセットで加入が要件となっています。

ア・交付額

銘柄ごとに、過去三ヵ年の自主流通米価格の平均価格と、当年産自主流通米価格との差額に対し、八〇%に相当する額を補てんするものです。

イ・農業者拠出金

銘柄ごとの基準価格の二%に相当する額（政府の助成額は六%）

ウ・資金交付対象

生産調整完全実施者（目標面積達成率一〇〇%以上の農業者）の出荷する自主流通米が対象となります。

なお、稲作経営安定対策の期間は限定されていないため、今後、この仕組みを基本として、実施状況や稲作経営者の意向などを踏まえて、見直しや改善が図られます。

水田営農確立助成新旧対照表　表-1

（単位：千円/10a）

助成の種類 ＼ 転作の種類		一般作物	特例作物
（新）平成10年度より			
水田営農確立助成	高度水田営農確立助成	20	2
	団地形成助成	10	2
	生産組織・集落営農助成	10	2
	畜産複合助成	10	—

（単位：千円/10a）

助成の種類 ＼ 転作の種類		一般作物	永作年物性等	特例作物
（旧）平成9年度まで				
高度水田営農推進助成	先進型	23	—	2
	育成型	16	—	2
水田営農確立助成	規模拡大型	12	—	2
	生産組織型	12	—	2
	団地形成型	12	—	2
	畜産複合型	12	—	2
	産地形成型	12	—	2
	定着性転作型	—	12	—

※尚、経過措置として、平成10年度限り（表-2）の助成を行います。

表-2

（単位：千円/10a）

助成の種類 ＼ 転作の種類		一般作物	特例作物
高度水田営農推進助成	育成型	13	2
水田営農確立助成	規模拡大型	10	2
	産地形成型	10	2

新たな米政策確立円滑化事業（移行対策）

（1）事業内容

産地品種銘柄ごとに、六～八年産自主流通米平均価格と、七～九年産自主流通米平均価格との差額に対し、八〇%（政府助成½）を補てんする事業です。

（2）対象交付者

平成九年度の生産調整完全実施者で、かつ平成十年度の生産調整を完全実施し、米需給安定対策及び稲作経営安定対策に参加する農業者が対象です。

（3）交付金の支払時期

稲作経営安定対策への加入、拠出金の支払いを確認した後、平成十年六月～七月頃をめどに交付する予定です。

（4）農業者拠出額

農業者の拠出額、方法、時期については、決定次第早急にご連絡します。

2月1日から

いわむろ農協は越後中央農協に変わります。

表-3

新たな対策における助成体系

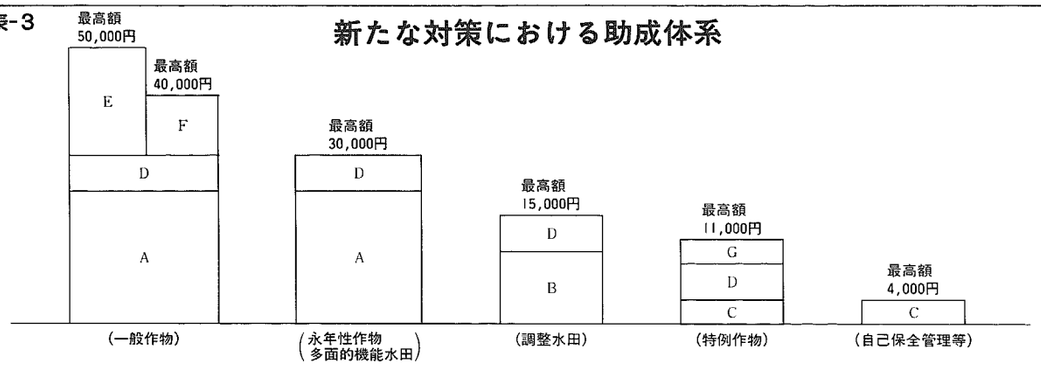

A：米需給安定対策（一般作物、永年性作物、多面的機能水田）・・・・25,000円/10a
B：米需給安定対策（調整水田）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10,000円/10a
C：米需給安定対策（特例作物、自己保全管理等）・・・・・・・・・・・4,000円/10a
D：地域集団加入促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5,000円/10a
E：水田営農確立助成（高度水田営農確立助成）・・・・・・・・・・・20,000円/10a
F：水田営農確立助成（一般作物団地形成助成等）・・・・・・・・・・10,000円/10a
G：水田営農確立助成（特例作物団地形成助成等）・・・・・・・・・・2,000円/10a

又この他、水田麦、大豆、飼料作物の生産振興緊急対策として、湿害の克服や収量、品質のアップをめざす農家、営農集団に対して必要経費として10a当たり最高で、17,000円が助成されます。（表4参照）

表-4

大豆の場合

実施タイプ	助成額（10a当たりで試算した場合）	技術例
基礎技術実施	5,000円	畝立てと適期防除を実施
標準技術実施	10,000円	畝立てと適期防除の基礎技術に加えて、優良品種の導入、堆肥施用などを実施（メニュー方式）
地域特認技術実施	17,000円	標準技術に加え、地域特認技術を実施

このように国は、今後のわが国の稲作を方向づける「新たな米政策」を発表しました。自主流通米価格の大幅な低下で、危機的状況に陥った稲作に、新たな活路をみいだそうというものです。

水田農業は、水の利用・管理をはじめとして、地域的・面的なつながりの中で成り立っています。地域の連帯を核に、過剰在庫の解消について、農業者自らの問題として生産調整に取り組み、生産調整完全実施者へのメリットを明確にしている「新たな米政策」を十分活用して、この難局を乗り切るべく、新しい水田農業の姿を実現しましょう。

緊急生産調整推進対策説明会等日程

（今後のスケジュール）

- 生産調整説明会　2/5㈭～2/17㈫
- 助成金等の体系に係る集落検討会　3/中旬～3/下旬
- 米需給安定対策・稲作経営安定対策の拠出及び交付金の支払い等については農協を通じて後日連絡します。